

市社会福祉協議会の事業のご紹介

地域包括支援センターが行っている相談内容の紹介

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、地域の医療機関や民生児童委員、ボランティア、介護保険サービス事業所などと協力しながら地域の高齢者の安定した生活を支援する機関です。

こんな相談がありましたらご連絡ください。

要支援の認定結果が来た。
落ちきにならないように、
リハビリをしたいなあ。

要支援のプラン作成を
しています。

このごろ、重い物に力くのが
しんどくなってきた。ヘルパー
さんに手伝ってもらうには
どうしたらいいのかしら。

介護保険の申請代行や
介護保険制度の相談を受けています。

最近、近所のおばあちゃんがあざをつくって
いるのを見たけどどうしたのかしら？

高齢者虐待についての相談、
対応をしています。

一人暮らしのおにいちゃんがひ
どい怒り顔があって、お婆の管
理ができないみたい。なんとか
してあげられないかしら。

福祉サービス利用援助事業や成年後見
制度へのつなぎ役を担っています。

市社会福祉協議会地域包括支援センターでは
・臨時社会福祉士
・臨時介護支援専門員を募集しています。
詳しくはお電話ください。
(電話 078-924-9113)

★お問い合わせ★

東部地区（明石・西明石地区）市社会福祉協議会地域包括支援センター（電話 078-924-9113）

西部地区（大久保・魚住・二見地区）市医師会地域包括支援センター（電話 078-934-8986）

生活福祉資金貸付制度について ～総合支援資金のご案内～

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした兵庫県社会福祉協議会の制度です。資金の種類は福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、総合支援資金がありますが、今回はそのうちの総合支援資金についてご案内いたします。

資金の種類	貸付事由	貸付限度額	貸付要件
総合支援資金	失業者等の低所得世帯で、生活維持が困難となった世帯に対し、新たな仕事を探し、生活再建までに必要な生活費用	二人以上の世帯月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月以降に生計中心者が離職している世帯 連帯保証人 無利子 （連帯保証人ない場合は1.5%） 6ヶ月間貸
	住宅手番を受けられる方で、敷金礼金など賃貸契約を結ぶための費用	40万円以内	
	住宅手番を受けられる方で、家賃や公共料金の滞納分、又は転居に際して必要最低限の家具や電化製品の購入費用	60万円以内	

※貸付額が限度額以下になる場合や貸付不承認となる場合があります。

※明石市福祉事務所を窓口とする住宅手番を受けられる世帯については、住宅手番を受けずに総合支援資金のみの借入申込はできませんので、住宅手番と同時に申し込んでください。

※総合支援資金は雇用・生活支援のために実施されている制度のひとつです。申込みにあたっては、雇用保険などの他の雇用・生活支援制度の相談または利用が優先となっています。これらの他制度が利用可能かどうかについては、ハローワークや福祉事務所などにおいて相談のうえ、総合支援資金の利用について申込みを行ってください。

市社会福祉協議会 貸付担当 電話078-924-9105